

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	福祉医療費給付システム関係事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津坂下町は、福祉医療費給付システム関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県河沼郡会津坂下町

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費給付システム関係事務
②事務の概要	<p>会津坂下町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の規定に基づき、対象者に医療費の給付を行う。</p> <p>特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給者証交付の申請、調査、決定事務②受給資格及び支給履歴の管理、確認③医療費支給申請の確認、審査、決定、支給事務 <p>【乳幼児及び児童医療費】</p> <p>会津坂下町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の規定に基づき、対象者に医療費の給付を行う。</p> <p>特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給者証交付の申請、調査、決定事務②受給資格及び支給履歴の管理、確認③医療費支給申請の確認、審査、決定、支給事務 <p>【ひとり親家庭医療費】</p> <p>会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定に基づき、対象者に医療費の給付を行う。</p> <p>特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給者証交付の申請、調査、決定事務②受給資格及び支給履歴の管理、確認③医療費支給申請の確認、審査、決定、支給事務
③システムの名称	福祉医療費給付システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療システム受給者台帳ファイル、給付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">・第9条第11項(利用の範囲)・別表第一の8の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条・別表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)<ul style="list-style-type: none">・第10条(市町村が行う業務)身体障害者福祉法(昭和24年12月26日号外法律第283号)<ul style="list-style-type: none">・第9条(援護の実施者)知的障害者福祉法(昭和35年3月31日号外法律第37号)<ul style="list-style-type: none">・第9条(更生援護の実施者)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第百23号)<ul style="list-style-type: none">・第2条(市町村等の責務)会津坂下町重度心身障害者医療費の給付に関する条例会津坂下町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報又は住民票関係情報」、又は「児童福祉法第21条の5の30に規定するほかの法令による給付の支給に関する情報」並びに、「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」、「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項) ※別表第二19の項については、主務省令は未制定 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110の項) ※別表第二19の項については、主務省令は未制定</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活課
②所属長の役職名	生活課長
6. 他の評価実施機関	
会津坂下町教育委員会 子ども課	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策財務課(政策企画班 情報統計係)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地 0242-84-1509

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月7日	3.個人番号の利用	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項(利用の範囲) ・別表第一の8の項 ・別表第一の84の項 <p>2. 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条(市町村が行う業務) <p>3. 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日号外法律第283号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(援護の実施者) <p>4. 知的障害者福祉法(昭和35年3月31日号外法律第37号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(更生援護の実施者) <p>5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第百23号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条(市町村等の責務) <p>6. 会津坂下町重度心身障害者医療費の給付に関する条例</p> <p>7. 会津坂下町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例</p> <p>8. 会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項(利用の範囲) ・別表第一の8の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条 ・別表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条 <p>2. 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条(市町村が行う業務) <p>3. 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日号外法律第283号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(援護の実施者) <p>4. 知的障害者福祉法(昭和35年3月31日号外法律第37号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(更生援護の実施者) <p>5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第百23号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条(市町村等の責務) <p>6. 会津坂下町重度心身障害者医療費の給付に関する条例</p> <p>7. 会津坂下町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例</p> <p>8. 会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月7日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報又は住民票関係情報」、又は「児童福祉法第21条の5の30に規定するほかの法令による給付の支給に関する情報」並びに、「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」、「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報又は住民票関係情報」、又は「児童福祉法第21条の5の30に規定するほかの法令による給付の支給に関する情報」並びに、「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」、「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社</p>		
平成30年4月1日	5. ②職名	生活課長 荒井盛行	生活課長 村山隆之		
平成31年1月1日	5. ②職名	生活課長 村山隆之	生活課長		
平成31年1月1日	IV リスク対策 1~9		全文追加記載	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に応じた

